



熊本県公報

第13133号
令和4年(2022年)
6月3日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 4

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 5
- 建設業法第29条第1項に基づく監督処分…………… (監理課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 6
- 令和4年度(2022年度)家畜人工授精に関する講習会の開催…………… (畜産課) 7

登 載 依 頼

- 令和4年度(2022年度)熊本県人権施策・啓発推進委員会の開催…………… (熊本県人権施策・啓発推進委員会) 7
- うなぎの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 8
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 8

告 示

熊本県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
穂っぶ 合志市合生3965-2	NPO法人NEXTEP 合志市幾久富1123-5 島津 智之	短期入所	令和4年(2022年) 6月1日

熊本県告示第411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	天草市倉岳町棚底字尾串 3860番7地先から 天草市倉岳町棚底字鳴川 3754番5地先まで	904.5	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)6月4日

熊本県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字荒 瀬 1110番1地先から 上益城郡甲佐町大字上揚字宮 上 957番1地先まで	前	4.4 ～ 8.2	477.7	単道改
			後	6.8 ～ 12.0		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)6月3日

熊本県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字山 田 147番4地先から 同所 147番4地先まで	前	7.2 ～ 7.2	6.4	防安交 (橋梁 補修)
			後	7.5 ～ 7.5		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)6月3日

熊本県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	-----

一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町坂梨字平保ノ木	前	21.5 ～ 11.8	75.7	活力創出基盤交付金
		711番3地先から 同所 711番3地先まで	後	23.6 ～ 14.2		

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)6月3日

熊本県告示第415号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社絆	訪問看護ステーションいいくらし	玉名市宮原736番地	令和4年(2022年)6月1日	訪問看護

熊本県告示第416号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社絆	訪問看護ステーションいいくらし	玉名市宮原736番地	令和4年(2022年)6月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第417号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
岩崎 弘文	岩崎整骨院	人吉市駒井田町255-9	令和4年(2022年)3月30日

熊本県告示第418号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社颯真	福祉用具事業所	上益城郡益城町	令和4年	福祉用具貸与

	颯真	福富652 サ ンリッチ T-D棟	(2022 年) 6月1 日	
--	----	----------------------	----------------------	--

熊本県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和4年（2022年）6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社颯真	福祉用具事業所 颯真	上益城郡益城町 福富652 サ ンリッチ T-D棟	令和4年 (2022 年) 6月1 日	介護予防福祉 用具貸与

公 告

熊本県公告第367号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉松 洵右	球磨郡あさぎり町免 田西	球磨郡あさぎり町免田西字本目3234番 ほか5筆
坂田 慧太	球磨郡あさぎり町上 西	球磨郡あさぎり町上西字尾鉢3152番1 ほか2筆
田中 隆幸	球磨郡あさぎり町免 田西	球磨郡あさぎり町免田西字水町656番ほ か2筆
中神 貴行	球磨郡あさぎり町免 田東	球磨郡あさぎり町免田東字二子70番1ほ か3筆
株式会社岩本文 尚堂	人吉市九日町	球磨郡あさぎり町免田西字樋ノ上3456 番1ほか1筆
荒平 浩一郎	球磨郡多良木町久米	球磨郡湯前町字木ノ下4931番

2 認可年月日

令和4年（2022年）5月23日

熊本県公告第368号

八代市海士江町に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から令和4年（2022年）4月7日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年（2022年）5月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和4年（2022年）6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3170番
762.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町光の森六丁目20番地2
有限会社木いちご

熊本県公告第370号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫2018番1、同2019番1及び同2024番6
4,132.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営花房中部2期地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 縦覧の期間 令和4年(2022年)6月6日から
令和4年(2022年)7月1日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第372号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 処分をした年月日
令和4年(2022年)5月26日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
株式会社HASHIZUME-KOKEN
熊本県球磨郡多良木町多良木109
代表取締役 橋詰 佳範
熊本県知事許可(般-30)第18625号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社HASHIZUME-KOKENの代表者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)違反により令和3年(2021年)8月24日に逮捕され、令和4年(2022年)2月18日、懲役1年6月、執行猶予3年、罰金30万円の判決を言い渡され、同年3月5日、その刑が確定した。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

熊本県公告第373号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
齋藤 利生	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟49番3
有限会社重元園芸	宇土市走潟町	宇土市新開町字一町田1307番1ほか4筆
大門 剛	宇土市花園町	宇土市宮庄町字馬場下14番2ほか1筆
株式会社With Farmer	東京都文京区本郷	宇土市上綱田町字鳥越2977番2ほか3筆
阿蘇品 豊	阿蘇市一の宮町三野	阿蘇市一の宮町北坂梨字小柳498番ほか11筆
渡邊 良作	阿蘇市一の宮町三野	阿蘇市一の宮町三野字拾式1639番1ほか1筆
中村 久則	阿蘇市役犬原	阿蘇市小野田字村下312番1ほか5筆
中村 久則	阿蘇市役犬原	阿蘇市小野田字前無田1531番1
豊田 秀実	阿蘇市永草	阿蘇市永草字中枳浦1422番ほか6筆
村上 一成	阿蘇市小里	阿蘇市内牧字中番出1272番ほか6筆
農事組合法人ASO的石	阿蘇市的石	阿蘇市的石字上濱利1340番
農事組合法人あそ黒千807	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番363ほか2筆
株式会社きむらのあられファーム	上益城郡甲佐町芝原	阿蘇市波野大字波野字丸山2524番ほか16筆
有限会社木之内農園	阿蘇郡南阿蘇村立野	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立227番2
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字追瀬778番
西嶋 裕介	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島13番1ほか1筆
合同会社タハラファーム	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字一武字福島11番2ほか7筆
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字魚地4318番6
高村 雅宣	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字野里原2176番94ほか5筆
森岡 誠二	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字才柿1037番
新宮 安郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上西字横馬場152番
コムラ苗樹株式会社	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字木上北字白坂419番9
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字岩野2番7ほか5筆
岩本 勝則	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字夏女1171番22
土肥 祥吾	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字栗崎28番1ほか10筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)5月26日

熊本県公告第374号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小島 一善	熊本市西区西松尾町	熊本市西区西松尾町字中塘添5071番1 ほか5筆 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字中塘添214番5)
株式会社ミチフ アットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字北四994番ほか1筆 (一時利用地 熊本市南区畠口町字無田口七八ノ割1番3 の60)

2 認可年月日

令和4年(2022年)5月26日

熊本県公告第375号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年熊本県規則第17号)第4条第2項の規定により公告する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 講習会の対象家畜

牛

2 講習会の対象者

- (1) 熊本県立農業大学校の生徒
- (2) 家畜人工授精業務に従事しようとする者 10人程度

3 講習会の開催期間

- (1) 熊本県立農業大学校生
令和4年(2022年)7月25日(月)から同年8月10日(水)まで
- (2) 一般受講生
令和4年(2022年)7月25日(月)から同年8月25日(木)まで

4 講習会の場所

熊本県立農業大学校及び農業研究センター草地畜産研究所

5 その他

国内における家畜伝染病発生状況、新型コロナウイルスの感染状況等のやむを得ない理由により家畜人工授精講習会を延期し又は実施しない場合がある。

登載依頼

熊本県人権施策・啓発推進委員会公告第1号

令和4年度(2022年度)熊本県人権施策・啓発推進委員会を、次のとおり開催する。

令和4年(2022年)6月3日

熊本県人権施策・啓発推進委員会委員長 高木 絹子

1 開催日時

令和4年(2022年)6月10日(金)午前10時~正午まで

2 開催場所

ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

3 議題

- (1) 熊本県人権教育・啓発基本計画関連事業(令和3年度実績)
- (2) 熊本県人権教育・啓発基本計画関連事業(令和4年度計画)

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続き

傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課

天草不知火海区漁業調整委員会指示第192号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和4年（2022年）6月3日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域
天草不知火海（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）
- 4 適用除外
熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
令和4年（2022年）6月3日から令和7年（2025年）3月31日まで

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年（2022年）6月3日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表水俣市の部教育委員会の款事務局の項中「課長 教育総務課課長補佐 総務係長」を「課長 学校教育室長」に改め、同表宇城市の部市長部局の款を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 市民病院	部長 総合政策監 会計管理者 総括審議員 部次長 課長 所長 政策審議員 秘書係長 人事給与係長 文書法規係長 行政経営係長 支所長 課長 政策審議員 院長 副院長 部長 事務長 看護師長
------	-------------------------------	--

同表阿蘇市の部議会事務局の款中「局長 次長」を「局長」に改め、同表大津町の部町長部局（会計課含む。）の款中「人事秘書係長 人事秘書係の参事、主査及び主事」を「人事秘書係長 財政係長 人事秘書係の参事、主査及び主事」に改め、同表高森町の部を次のように改める。

高森町	議会事務局		局長
	町長部局	本庁（会計課を含む） 保育所	会計管理者 課長 事務局長 審議員 総務係長 財政係長 園長
	教育委員会	事務局	局長 審議員 次長
		中学校	校長 教頭
		小学校 義務教育学校	校長 教頭 校長 副校長 教頭
農業委員会事務局		局長	
監査委員事務局		局長	

同表津奈木町の部町長部局の款中「本庁（出納室を含む。）」を「本庁（会計課を含む。）」に改める。

別表一部事務組合の表阿蘇広域行政事務組合の部事務局の款中「総務課の課長補佐及び主幹（総務係、人事係又は企画財政係の業務を担当する課長補佐及び主幹に限る。）」を「総務課の課長補佐及び主幹（総務係、人事係又は財政係の業務を担当する課長補佐及び主幹に限る。）」に、「人事係長 企画財政係長」を「人事係長 財政係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。